

審査請求書

2019年7月11日

国立大学法人東北大学 御中

審査請求人

請求者 名称 東北大学職員組合

代表者 執行委員長 片山 知史

住所 (〒980-8577)

仙台市青葉区片平 2-1-1 東北大学職員組合書記局

連絡先電話番号 022-227-8888 (担当: 書記 小野寺 智雄)

次のとおり不服申立てをします。

1 審査請求人の住所、氏名及び年齢

請求者 名称 東北大学職員組合

代表者 執行委員長 片山 知史

住所 (〒980-8577)

仙台市青葉区片平 2-1-1 東北大学職員組合書記局

連絡先電話番号 022-227-8888 (担当: 書記 小野寺 智雄)

2 審査請求に係る処分

貴機関が平成 31 年 4 月 10 日付けで決定・通知した開示請求者に対する法人文書部分開示決定処分 (総法文 3 4 号)

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成 31 年 4 月 12 日

4 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下、法律)第3条の規定に基づく平成 31 年 3 月 11 日付けの情報公開請求に対し、国立大学法人東北大学が平成 31 年 4 月 10 日付けで行った部分開示について、以下の情報の追加開示を求める。

- (1) 支出契約決議書(契約日:平成 30 年 3 月 23 日)に付随する「契約伺」「御見積書」「随意契約理由書」の開示、およびこの契約に基づいて支払われた経費精算書(平成 30 年 7 月分～平成 31 年 1 月分)の支払い合計金額の開示

- (2) 委任契約書(平成 30 年 2 月 7 日付け、平成 30 年 2 月 23 日付け、平成 30 年 4 月 17 日付け、平成 30 年 10 月 30 日付け)全 4 件の内容の開示
- (3) 非開示とされた 2 件の経費精算書「弁護士との委託契約に係る報酬金」(経費精算 NO E1874000210 および経費精算 NO E1874000214)の報酬金の策定の「金額、算定に係る数値及び記述」の開示

5 審査請求の理由

本審査請求に係る情報公開請求は、平成 30 年 7 月 19 日付けの第 1 回情報公開請求とそれに対する平成 30 年 9 月 3 日付けの部分開示、平成 30 年 11 月 22 日付けの第 1 回審査請求とそれに対する平成 31 年 1 月 29 日付けの追加開示の後で行われた第 2 回の情報公開請求である。第 1 回情報公開請求で開示された情報や第 1 回審査請求、「平成 31 年(独情)諮問第 8 号」への意見書も参考にしつつ、本審査請求を行う。

- (1) 石寄・山中総合法律事務所は、「人事労務問題を専門とした企業法務を取り扱う法律事務所です。」と標榜し、その代表が「経営側労働事件を担当する法律事務所として、“ONLY ONE”をめざす」としている法律事務所である。

第 1 回審査請求において、東北大学は当該法律事務所との平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の 1 年間の「人事・労務管理制度構築に伴うコンサルティング業務」の支出契約決議書(平成 29 年 1 月 31 日付け)、業務委託契約書、御見積書、契約伺、随意契約理由書を、契約総額や随意契約の理由まで含めて、部分開示している。ところが、次年度(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)のコンサルティング契約に関しては、第 1 回情報公開請求で部分開示された平成 30 年 4 月～6 月の月毎のコンサルティング料の経費精算書、および今回の第 2 回情報公開請求で部分開示された平成 30 年 7 月～平成 31 年 1 月の月毎のコンサルティング料の経費精算書に、支出契約決議書(契約日:平成 30 年 3 月 23 日)、業務委託契約書、購入依頼書(平成 30 年 3 月 1 日付け)、仕様書(月によっては付随していない場合もある)は付随しているが、第 1 回審査請求において部分開示された御見積書、契約伺、随意契約理由書は付随していない。平成 30 年 3 月 23 日付けの支出契約決議書に付随するこれらの文書の開示を求める。前年度の支出契約決議書(期間:平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月、平成 29 年 1 月 31 日付け)はその契約予定金額まで含めて開示されているのであるから、次年度の支出契約決議書(期間:平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月、平成 30 年 3 月 23 日付け)についても同様に情報を開示するのは当然である。

そして、この契約に基づいて支払われた月毎のコンサルティング業務の経費精算書(平成 30 年 7 月～平成 31 年 1 月)の支払い金額も開示して当然である。

- (2) 法律は、法人等の保有する情報の開示が原則であり、いくつかの場合に例外的に開示しなくてもよい情報を示しているに過ぎない。その文書の一部に不開示情報が含まれているからという理由で、その文書自体を全面不開示にするようなことがあってはならない。部分開示された経費精算書全 26 件のうち、19 件の経費精算書には、委任契約書(平成 30 年 2 月 7 日付け、平成 30 年 2 月 23 日付け、平成 30 年 4 月 17 日付け、平成 30 年 10 月 30 日付けの 4 文書)が付随しているが、それらは、タイトルと日付、依頼者と受任弁護士の氏名・住所を除いて、契約内容は全面不開示とされている。その理由として、東北大学は、「委任契約を締結した弁護士の具体的な契約条件が記載されており、公にすると当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため」としている。しかし、これらの委任契約にしたがって支出された経費精算書の開示されている部分を見ると、それらの 4 件のうちの 3 件の契約が「仙台地方裁判所平成 30 年労第 8 号地位確認等請求労働審判事件」(平成 30 年 2 月 7 日付け委任契約書)や「仙台地方裁判所平成 30 年(ヨ)労第 44 号地位保全等事件」(平成 30 年 4 月 17 日付け委任契約書)「仙台地方裁判所平成 30 年(ワ)

第 887 号事件」(平成 30 年 10 月 30 日付け委任契約書)に関する委任契約であることは明らかにされており、それを不開示にする理由は存在しない。また、残りの 1 件については、経費精算書の「概要」の部分が黒塗りになっていて、対応する事件は隠蔽されているが、これらの経費精算書の日付等から、「宮城労委平成 30 年(不)第 1 号 東北大学不当労働行為救済申立事件」に関する委任契約であることも容易に推量可能である。宮城県労働委員会の審議等は原則公開で行われており、この労働委員会の審議を当該法律事務所の弁護士に委任していることも公然たる事実である。したがって、この残りの 1 件についても、何に関する委任契約であるかについて隠す理由は存在しない。もちろん、契約内容の中に「当該弁護士の... 正当な利益を害するおそれ」を発生する内容が含まれている可能性は否定しないが、だからといって、全面不開示という決定は法律の趣旨に反しており不適切である。過去の情報公開の審査においても、そのような「おそれ」に無関係な部分については部分開示を求める決定がなされている。上記 4 件の委任契約書の契約内容について、少なくとも部分開示するよう求める。

- (3) 部分開示された経費精算書のうちの 2 件「弁護士との委託契約に係る報酬金」(経費精算 NO E1874000210 および経費精算 NO E1874000214)については、その付属文書の報酬金の策定の「金額、算定に係る数値及び記述」の非開示の理由として、「I. 業務に対する報酬等の算定に係る数値・記述であり、公にすると当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」としている。今回の情報公開請求で、この理由(I)で非開示にされたのは、この 2 件のみである。東北大学では「国立大学法人東北大学における弁護士報酬に関する細則」(以下「細則」という)において、その経済的利益に応じて、着手金、報酬金の額が定められている。ここで経済的利益は、事件の性質等によって定まる金額であり、当該弁護士の評価等とは無関係に定まるものである。したがって、この経済的利益の金額を、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを理由に非開示にすることは誤りである。また、仮に、この「細則」のルールに基づかずに報酬金が決められていたとしたら、そこにはそれ相応の説明責任が生じる。以上のように、報酬金の策定の「金額、算定に係る数値及び記述」を非開示にする合理的な理由は存在しないため、開示を求める。

6 教示の有無及び内容

「この決定に不服がある場合には、この決定を知った日の翌日から三ヶ月以内に、国立大学法人東北大学に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。」との教示があった。

7 その他

* 不明な点がある場合は、東北大学情報公開室にご連絡ください。